

建築基準法第52条第8項第1号の規定による 容積率の緩和を適用しない区域の指定

議案第438号

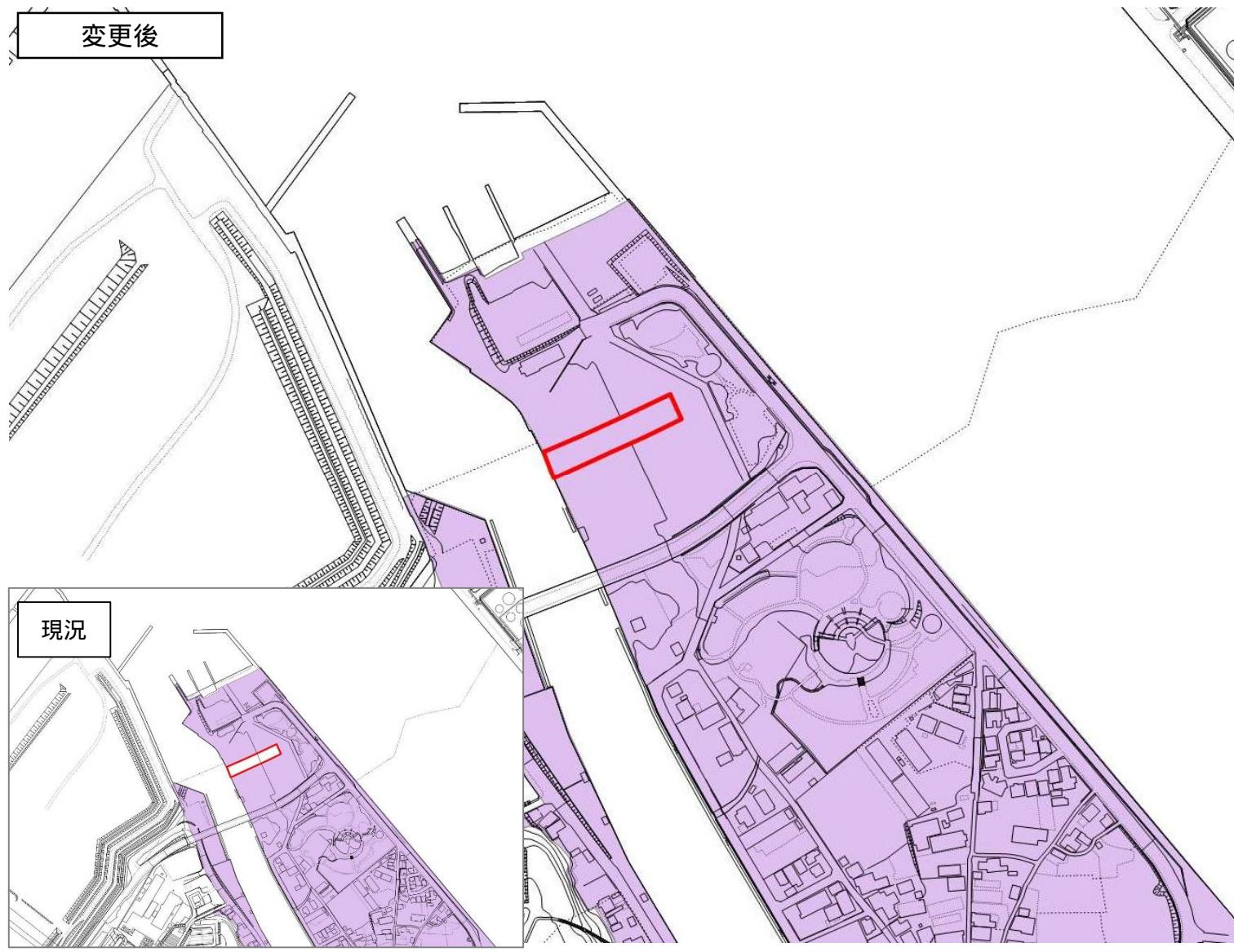
位置図

建築基準法第52条第8項第1号の規定による
容積率の緩和を適用しない区域
地区名：大野地区
面 積：約0.2ha



建築基準法第 52 条第 8 項第 1 号の規定による
容積率の緩和を適用しない区域の指定

議案第 438 号



凡例	
	建築基準法第 52 条第 8 項第 1 号の規定による容積率の緩和を適用しない区域
	変更箇所

建築基準法第52条第8項第1号の規定による
容積率の緩和を適用しない区域の指定

建築基準法第52条第8項第1号の規定による、容積率の緩和を適用しない区域を次のように変更する。上段朱書きは変更前

用途地域の種類	指定する面積	指定しない面積	全体面積	指定する割合
第一種住居地域	約 1,596 ha	-	約 1,596 ha	100.0 %
第二種住居地域	約 821 ha	-	約 821 ha	100.0 %
準住居地域	約 314 ha	-	約 314 ha	100.0 %
近隣商業地域	約 249 ha	-	約 249 ha	100.0 %
商業地域	約 314 ha	約 108 ha	約 422 ha	74.4 %
準工業地域	1,401 約 1,401ha	-	1,401 約 1,401 ha	100.0 %
合 計	4,695 約 4,695 ha	約 108 ha	4,803 約 4,803 ha	97.75 97.75 %

理 由

大野地区の用途地域の変更に伴い、中心市街地の定住促進を図る観点から、準工業地域について建築基準法第52条第8項第1号の規定による容積率の緩和を適用しない区域に指定する。